

○新潟県中東福祉事務組合職員退職手当支給条例

昭和40年3月27日組合条例第4号

改正

昭和61年8月30日組合条例第2号

平成18年1月1日組合条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、職員の退職手当の基準を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の退職手当に関する条例(平成18年五泉市条例第50号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年8月30日組合条例第2号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日組合条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。